

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 2 年 4 月 21 日（諮問第 150 号）

答申日：令和 2 年 10 月 2 日（答申第 150 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

令和元年 10 月 17 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「平成 3 年 12 月 9 日北九州市定例市議会本会議の市（民生局長）が国の厚生省保険局長通知に基づいて行っていると答弁した同市のその賦課総額の算定方法を記載した厚生省保険局長通知文書。『国民健康保険事業の保険料は、医療費などの支出必要額から国庫支出金など収入見込み額を控除した額を予定収納率で除して得た額を賦課しているところがございます』（平成 3 年 12 月北九州市議会定例会会議録 14～15 頁）」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、同年 10 月 31 日付け北九保健保第 1139 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った全部不開示決定（以下「原処分」という。）は、不開示の理由に誤りがあるため、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件対象文書は「平成 3 年 12 月 9 日の北九州市議会における民生局長答弁にある『予定収納率』で除して賦課総額を算定することを記載した『厚生省保険局長通知』であるが、これについて審査請求人が厚生労働大臣及び福岡県知事（以下「大臣及び知事」という。）に情報公開請求をしたところ、そもそもそのような通知文書は作成されていないことが確認できた。
- (2) 処分庁は「本件対象文書は保存期間満了により廃棄した」と主張するが、作成されていない文書を保存期間満了により廃棄することはあり得ないことである。処分庁は、本件対象文書の発出者（厚生省保険局長）に当該文書を発出したか否かを確認する手続を欠いている。

よって、原処分理由提示に不備があるため、原処分は違法である。

- (3) 処分庁は「本件対象文書は、予算編成に当たって留意する事項が通知される文書（以下『予算編成に当たっての留意事項』という。）である」と主張するが、もしそれが事実であるならば処分庁は自ら国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条違反を認めたものである。すなわち、同法第 81 条は「賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める」と規定しているため、国民健康保険の賦課及び徴収に「予算編成に当たっての留意事項」を適用してはならないものである。
- (4) 以上の理由から、原処分の取消しを求める。

### 第 3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和元年 10 月 17 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同月 31 日付けで全部不開示決定を行ったところ、これを不服として同年 12 月 12 日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件対象文書は平成 3 年度に厚生省（当時）が発出した「予算編成に当たっての留意事項」を指しており、最近発出されたものは令和 2 年度予算編成に向けたもので、令和元年 12 月 23 日付けのものである。

「予算編成に当たっての留意事項」は予算編成関係書類として保存しているが、本件対象文書を含む平成 3 年度予算編成関係書類については、保存期間（第 4 種 3 年）を満了し廃棄したため、保有していない。

- (2) 「予算編成に当たっての留意事項」は毎年度発出されており、平成 3 年度予算編成時にも発出されていたことは、平成 3 年 12 月 9 日の北九州市議会における北九州市民生局長答弁からも推察できる。

また、国民健康保険に関する基本的な通知及び通達を収録している「国民健康保険基本通知集」には、「平成 3 年度国民健康保険の保険者の予算編成について（通知）」として「予算編成に当たっての留意事項」が収録されており、その存否を厚生労働省に確認する必要はない。

- (3) 北九州市国民健康保険条例（昭和 42 年北九州市条例第 53 号。以下「国民健康保険条例」という。）第 10 条の 2（現条例第 10 条の 3）において、保険料の賦課総額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額の総額は、第 1 号に掲げる国民

健康保険事業の運営に必要な各種費用の見込額から第 2 号に掲げる国民健康保険事業に係る収入（保険料を除く。）の見込額を控除した額を基準として算定すると規定している。

このように、国民健康保険条例の規定は、医療費などの支出必要額から国庫支出金などの収入見込額を控除した額そのものを基礎賦課総額とはせず、この額を「基準として算定」した額を基礎賦課総額と定めている。

これは、国民健康保険の保険料は国民健康保険事業に要する費用に充てるために徴収されるものであるから、当該年度の費用から収入（保険料を除く。）を控除したその不足額の合理的な見込額を基礎として基礎賦課総額を算定し、これを世帯主に応分に負担させることは、相互扶助の精神に基づく国民健康保険における保険料徴収の趣旨及び目的に沿うものであり、本条例もこれを当然に前提としているためである。

上記の趣旨及び目的に照らし、保険料の滞納が見込まれる保険料相当額についても、保険料収入によって賄えるようにするために、基礎賦課総額の算定に当たっては、上記の費用と収入の見込額との差額を保険料の収納率の見込みである予定収納率で割り戻しているものであり、何ら違法なものではない。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 4 月 2 1 日 諮問の受付
- ② 令和 2 年 6 月 1 日 審議
- ③ 令和 2 年 7 月 1 3 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 2 年 8 月 1 7 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 2 年 9 月 2 4 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の全部不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 3 年 1 2 月 9 日の北九州市定例市議会における当時の北九州市民生局長の「国民健康保険事業の保険料は、医療費などの支出必要額から国庫支出金など収入見込み額を控除した額を『予定収納率』で除して得た額を賦課して

いる（中略）この方法は、厚生省保険局長通知に基づいて行っている」との答弁において言及された「厚生省保険局長通知」のことである。

この厚生省保険局長通知について、処分庁は、「本件対象文書は平成 3 年度に厚生省が発出した『予算編成に当たっての留意事項』のことであり、国民健康保険に関する基本的な通知及び通達を収録している『国民健康保険基本通知集』には、『平成 3 年度国民健康保険の保険者の予算編成について（通知）』として収録されている」と主張している。

当審査会において処分庁から提示を受けた「国民健康保険基本通知集」を見分したところ、処分庁の主張どおり、平成 3 年 1 月 30 日付け保発第 6 号として「平成 3 年度国民健康保険の保険者の予算編成について（通知）」が収録されている。この通知をみると、「第一 予算編成の基本方針」の中に「保険料（税）の賦課総額は、当該年度の支出見込総額から国庫支出金及びその他の収入見込額を控除した額を予定収納率で除して得た額であること」と、「予定収納率」について明記されており、平成 3 年 1 月 29 日の北九州市定例市議会での民生局長の答弁に合致しているため、本件対象文書はこの通知と同一の内容であると認めることができる。

これに対して、審査請求人は、「審査請求人が大臣及び知事に情報公開請求をしたところ、そもそもそのような通知文書は作成されていないことが確認できた」と主張する。

しかし、審査請求人から提出された文書（大臣及び知事への開示請求書並びに不開示決定通知書）及びこのことに関する審査請求人の説明並びに処分庁の説明から判断すると、審査請求人が大臣及び知事に開示を求めた文書と本件対象文書が同一のものであると認識することは、難しいのではないと思われる。

よって、これらの大臣及び知事の回答をもって、通知文書が作成されたか否かをうかがい知ることはできず、処分庁の主張を否定する根拠とはならない。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

条例第 38 条は、条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である行政文書の適正な管理を確保するため、実施機関の適正管理の責務及び実施機関による行政文書の管理に関する定め、の制定について規定している。また、北九州市文書管理規則（平成 14 年北九州市規則第 26 号。以下「文書管理規則」という。）第 29 条は文書の保存期間等を定めており、保存期間については、その別表において「予算及び決算に関するもので特に重要なもの」は「30 年」、「予算及び決算に関するもので重要なもの」は「5 年」、「予算及び決算に関するもの（特に重要、重要及び軽易なものを除く。）」は「3 年」、「予算及び決算に関するもので軽易なもの」は「1 年」とされている。

このように実施機関の内部において行政文書の管理及び保存に関する定めが設けられている場合には、特段の事情がない限り、実施機関としては当該定めに従って行政文書を管理及び保存すべきであるといえる。

そして、本件対象文書が予算編成に関する文書であり、毎年、厚生労働省から発出されるものであることに鑑みると、特に重要、重要又は軽易なものとはいえず、「予算及び決算に関するもの（特に重要、重要及び軽易なものを除く。）」として保存年限「3年」とする処分庁の文書の管理に問題はないと認められる。そうすると、本件対象文書の開示請求があった時点において、本件対象文書の保存期間は満了していたため、本件対象文書は既に廃棄されて存在していなかったものと推認されるから、原処分不開示理由の提示に誤りはなく、原処分が違法又は不当であるということとはできない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「本件対象文書が『予算編成に当たっての留意事項』であるならば、処分庁は自ら国民健康保険法第81条違反を認めたものである。国民健康保険の賦課及び徴収に『予算編成に当たっての留意事項』を適用することは、国民健康保険法第81条に反し、違法である」と主張している。

しかし、これらの主張は国民健康保険料の決定に係る処分の適否に関するものであって、行政文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において検討すべきものではなく、当審査会の前記判断を左右するものではない。

### 4 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり、これを是認する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿野寛之
委員	神陽子
委員	田村奈々子
委員	中谷淳子
委員	熊谷美佐子